

村山市都市計画マスタープラン

平成 20 年 3 月

（5）整備方針

■土地利用の方針

○住宅ゾーン

旧国道 13 号沿道については昔ながらの街道イメージに配慮すると共に、自然との共生を目指した集落とした形成を目指し、密集市街地においては都市基盤整備の推進と併せて住環境の改善を図ります。

一方、適正な土地利用を誘導することで、村山市の顔となるような市街地の形成を目指し、交流人口の増加を図ります。

○新規住宅ゾーン

楯岡地域南部の地域は、交通利便性などの立地の良さを活かして、安全で住み良い新たな住宅地としての整備を図ります。

○既存商業ゾーン

地元密着型の商業地としての再構築を図ります。

○沿道流通業務ゾーン

ロードサイド型の流通業務系施設の集積を図り、新たな商業業務地として整備します。

○行政・文化ゾーン

市役所を中心に、市内の行政サービス施設の核として機能の集積を図ります。

○公園レクリエーションゾーン

東沢公園を核として、周辺の自然資源と連携した、一体的な整備を図ります。

○農業ゾーン

市街地を取り巻く良好な農地の保全を図ります。

○新規沿道流通業務ゾーン

東北中央自動車道の整備と連携しながら、土地利用の適切な誘導を図り、新たな沿道施設集積の立地誘導を図ります。また、国道 13 号西側では村山駅周辺の立地性を活かして、住宅と商業業務施設の集積を図ります。

■交通体系の方針

○補助幹線道路

市街地内の都市計画道路を整備し、市街地東部の徳内シーボルトライン等、補助幹線道路の整備を推進します。

